

天使のスイーツ（商標）事件

知財高裁：平成 21(行ケ)10052（判決日：平成 21 年 7 月 2 日）

商標登録無効請求棄却審決取消請求

判決：審決取消

<概要>

「天使のスイーツ」（文字；横書き）指定商品：第 30 類「菓子及びパン」について「エンゼルスイーツ」を引用商標とした無効審判請求が棄却され、該審決の取消請求事件。

本件商標からは、「天使の甘い菓子」等の観念が生じ、引用商標からも、「天使の甘い菓子」等の観念が生じるから、両商標の観念は共通するとして審決が取り消された事例。

<審決の概要>

本件商標と引用商標とは、その外観、称呼及び観念のいずれにおいても同一又は類似のものということはできないから、商標法 4 条 1 項 11 号に違反して登録されたものではない。

<裁判所の判断>

本件商標からは、「天使の甘い菓子」、「天使のような甘い菓子」又は「天使」という観念が生じる。また、・・・「エンゼル」「A n g e l」が「天使」の意味を有する我が国で親しまれた語であることに照らすと、引用商標からも、「天使の甘い菓子」、「天使のような甘い菓子」又は「天使」という観念が生じる。

本件審決は、両商標がいずれも特定の観念を生じないと判断しているが、両商標の観念は、以上のとおり共通するのであって、本件審決の判断は是認することができないといわざるを得ない。

<観念類似の関連判例>

昭和 53 年（行ケ）209（登録無効審決取消請求；請求棄却）

本件商標：印相学の総本家

引用商標：印相学宗家

指定商品「印刷物」について登録無効審決

裁判所の判断

本件商標「印相学の総本家」は、・・・「印相学についてのおおもとの本家（家元）」という観念を生ずるものであり、引用商標「印相学宗家」もまた、「印相学についての家元（本家）」という意味を感得させるものであつて、両者の観念上の相違は、本件商標中の「総」の文字に相応する「おおもと」の意味があるか否かにすぎないことになる・・・一般商取引の実際において、時と所を異にして両商標を観念上比較したとき、本件商標中の「総」の文字に相応する「おおもと」の意味合いが特に印象強く取引者、需要者に訴える要素があるとは認め難く、むしろ本件商標及び引用商標については「家元」「本家」の観念が印象強く訴えるところがあるとみるのが相当であるから、両商標とともに・・・観念において混同されるおそれが大きいといわなければならない。

平成 8 年（行ケ）50（無効請求棄却審決取消請求；請求棄却）

本件商標：図形+HOLE IN THE WALL

引用商標：壁の穴

裁判所の判断

普通一般の消費者の英語に対する普及度及び理解度からみると、「HOLE IN THE WALL」の 4 語句からなる欧文字の意味するところが、その表示又は称呼に基づいて、直ちに「壁の穴」であると理解できる程度に至っているものとは認めることができない。

<コメント>

最高裁ホームページで検索すると「観念類似」(商標)で本判決を含めて7件ヒットする。観念類似と言われても仕方なし、という感じを受ける。原告の森永製菓はエンゼルマークのミルクキャラメルで有名であり、この点も影響したかもしれない。印相学の総本家も同様であるが、HALL IN THE WALLは訳せば壁の穴であるが、観念類似とは感じられない。